

## 令和3年度 恵那市国内団体旅行誘客事業バスツアー助成金交付要綱

【令和3年6月10日改訂】

### （事業の目的）

第1条 この事業は、貸切バスを利用し、恵那市内での宿泊等を伴う旅行商品に対して助成金を交付することにより、恵那市外からの観光客の誘致を拡大しようとするものである。

### （助成対象者）

第2条 以下の助成要件を満たす恵那市への募集型企画旅行を実施した旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成する。

### （助成要件）

第3条 以下の全ての要件を満たし、かつ事前に（一社）恵那市観光協会に助成金を申請し、協会が承認した旅行商品を対象とする。

（1）恵那市外からの募集型企画旅行で、恵那市内の行程中に貸切バスを利用すること。但し、コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ・宗教）、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品及び、募集対象者が限定される組織内募集ツアーについては対象外とする。

（2）令和3年4月1日（木）から令和3年6月30日（水）及び令和3年9月1日

（水）から令和4年3月21日（月・祝）までに協会会員の恵那市内観光施設にて宿泊または昼食及び、市内指定観光地〔恵那峡・岩村・日本大正村〕への立ち寄りのいずれかの利用が行程に組み込まれるとともに、実績が認められること。【対象期間を拡げました（6/10より）】

（3）募集用のチラシ・パンフレット・専用サイト上のツアータイトルに「恵那」、「恵那峡」、「岩村」、「大正村」等の恵那市の観光をイメージさせるワードが含まれること。

（4）観光を目的とした旅行であり、バス1台あたりの参加人員が10名以上（大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃人員・添乗員・乗務員を除く）であること。

### （助成金額および助成限度額）

第4条 助成金額は、承認した1旅行商品について、以下の表に基づき該当する金額の合算とする。尚、1事業所あたりの助成金限度額は複数の旅行商品を合算して10万円とする。

#### （1）助成金額表

##### ① 宿泊

恵那市内宿泊	助成金額(バス1台当たり)
市内宿泊1泊につき	10,000円

② 昼食

恵那市内昼食	助成金額(バス1台当たり)
市内昼食1回につき	5,000円

③立寄り観光 [恵那峡・岩村・日本大正村への立寄り]

指定観光地立寄り数	助成金額(バス1台当たり)
1ヶ所	3,000円
2ヶ所	6,000円
3ヶ所	9,000円

※バスの車種に関わらず上記の金額とします。

※行程上の選択コースや途中離団等により、各施設の立寄り客数(利用客数)が10名に満たない場合は対象となりません。

※各項目間の重複は認められません。(例えば宿泊時における同宿泊施設での昼食は観光地立ち寄りとしてはカウントされません。)

※朝・夕食のみの利用の場合は対象となりません。

※助成金額の合計が予定額を上回った時点で申請の受付は終了させていただきます。

(申請)

第5条 助成金の申請は、必ず旅行出発日の前日から起算して20日前までに、下記の書類を協会会長宛に持参もしくは郵送にて提出してください。

ただし、申請書受付期間は令和2年12月1日(火)から令和4年1月31日(月)までとする。(当日消印有効)

○提出書類

- ・助成金交付申請書(別紙様式※1)
- ・旅行行程表および募集内容が明示された募集パンフレット・チラシ等(写可)
- ・料金単価・利用人数が記載された利用施設発行の予約請書(写)または予約確認書(写)

(助成の決定)

第6条 協会は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知します。

(変更および廃止)

第7条 申請者は申請内容に変更が生じた場合および廃止となった場合は、速やかに変更

(中止) 届出書(別紙様式※4)を提出してください。

(実績報告)

第8条 申請者は旅行帰着日の翌日から起算して7日以内に下記の書類を協会宛に持参もしくは郵送にて提出してください。尚、期限までに提出がない場合は、助成金を申請する権利を放棄したものとみなします。

○提出書類

- ・実績報告書(別紙様式※2)
- ・助成金請求書(別紙様式※3)
- ・宿泊領収書(写)、宿泊クーポン(写)、宿泊証明書(写)など宿泊人数が記載された書類(宿泊利用がある場合のみ)
- ・昼食領収書(写)、食事クーポン(写)、昼食利用証明書(写)など昼食をとった人数が記載された書類(昼食利用がある場合のみ)
- ・入場領収書(写)、観光クーポン(写)、利用証明書(写)など指定観光地へ立ち寄りしたことが記載された書類(指定観光地への立ち寄りがある場合)
- ・最終の旅行行程表

(助成金の交付)

第9条 協会は、提出された実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を決定し、助成金を交付します。

(交付の取消し)

第10条 助成金の交付決定後または確定後において、申請または報告内容に虚偽が認められるときは、協会は当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めます。